

【別紙様式】

<p>松戸市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	<p>文化会館管理運営事業 市民劇場管理運営事業</p>		
総事業費 (千円)	69,221千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	69,221千円
事業概要	<p>①目的 松戸市文化会館及び市民劇場は、一度に多くの市民が演劇や音楽などの芸術鑑賞が可能であり、かつ文化活動の発表の場としても利用されており、市民の文化活動の拠点となっている。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の利用等に影響が出ていることから、当該施設の指定管理者を支援することで、市民の安定的な文化活動の継続を図ることを目的とする。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金： 69,221千円 算定根拠 年間必要経費（施設の維持管理他） 552,972千円・・・(1)</p> <p>【収入】 指定管理代行料 435,619千円 利用料金収入 48,132千円 483,751千円・・・(2) (1) - (2) = 69,221千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 公益財団法人松戸市文化振興財団 1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 文化会館、市民劇場の指定管理者であるため</p> <p>④期待される効果 市民の文化活動の拠点である文化会館及び市民劇場の事業を継続することが可能となる。さらに新生活様式に対応した施設整備を行うことで、コロナ禍でも市民が安心して利用できる文化活動の場を確保することができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>文化会館及び市民劇場の指定管理者である公益財団法人松戸市文化振興財団を支援することは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者及び市民の文化活動の支援にもつながるとともに、地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		